

日本脳炎の予防接種について

H28年度

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年5月から平成21年度まで個人通知を行いませんでした(いわゆる『積極的接種勧奨の差し控え』)。

その後、新しく開発されたワクチンが接種できるようになり、平成22年度から標準的接種対象者である3歳のお子さまに個人通知(積極的接種勧奨)を再開しています。通知時期については、《生まれた年ごとの日本脳炎予防接種について》を確認ください。

なお、特例の対象の方(平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方)は、対象年齢が20歳未満までに延長されています。また、過去の接種歴によって接種間隔が異なります。

個人通知の対象となっていない方でも、1期(初回2回・追加1回の計3回)・2期(1回)の接種が終わっていない方で、接種を希望される方は、母子健康手帳を確認うえ、健康推進課【TEL 0883-22-2268】までお問い合わせください。

～接種にあたっては、必ず母子健康手帳で接種回数等を確認し、

接種間隔等を守って受けましょう！！～

《 日本脳炎の予防接種の標準的なスケジュール 》

	対象者	標準的な接種年齢	回数	間隔
1期初回	生後6か月から生後90か月未満	3歳	2回	6日以上、標準的には28日までの間隔をおく
1期追加	生後6か月から生後90か月未満	4歳	1回	1期初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年(11～13か月)の間隔をおいて接種
2期	9歳以上13歳未満	9歳	1回	

《 生まれた年ごとの日本脳炎の予防接種について 》

日本脳炎の予防接種が不足している方は、次の表を参考にして接種をお受けください。

生まれた年	平成17年～21年度の積極的接種勧奨の差し控えによる影響	日本脳炎予防接種	
		1期接種 (通常は3歳で2回、4歳で1回)	2期接種 (通常は10歳で1回)
平成23年4月1日以降に生まれた方	影響はありません。	出生の届け出時に配布しています『吉野川市予防接種予診票綴り』の予診票を使用して、対象年齢の間にお受けください。	出生の届け出時に配布しています『吉野川市予防接種予診票綴り』の予診票を使用して、対象年齢の間にお受けください。
平成19年4月2日～平成23年3月31日に生まれた方	影響はありません。	・3歳以上のお子さまには個人通知しています。	10歳になったときに順次、個人通知します。

生まれた年	平成17年～21年度の積極的接種勧奨の差し控えによる影響	日本脳炎予防接種	
		1期接種 (通常は3歳で2回、4歳で1回)	2期接種 (通常は10歳で1回)
平成18年度に生まれた方(小4年)	影響はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず接種回数を確認してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に2期接種の個人通知をします。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず1期が終了(初回2回・追加1回)しているかなど、接種回数を確認してください。
平成17年度に生まれた方(小5年)	1期接種を受けていない方がいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず接種回数を確認してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種が遅れているため、今後の2期接種の個人通知については未定です。 ・なお、個人通知がなくても1期接種(初回2回・追加1回)をすでに受けた9歳以上の方は、希望すれば2期接種を受けることができますので、希望される方はお問い合わせください。 <p>※通常の2期接種の対象は9歳以上13歳未満ですが、この年齢の方は、2期接種の対象年齢が20歳未満まで延長されています。</p>
平成16年度に生まれた方(小6年)	1期接種を受けていない方や、接種回数が不足している方がいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に、1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず接種回数を確認してください。 	
平成15年度に生まれた方(中1年)	・1期接種を受けていない方や、接種回数が不足している方がいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に、1期接種の不足分の予診票を個人通知しています。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず接種回数を確認してください。 	
平成14年度・13年度・12年度に生まれた方(中2年・中3年・高1年)	・2期接種を受けていない方がいます。		
平成11年度生まれ(高2年相当年齢の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種の影響はありません。 ・2期接種を受けていない方がいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種を受けそびれている場合、ご希望の方は接種を受けることができます。 ・希望される方はお問い合わせください。 	
平成10年度生まれ(高3年相当年齢の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種の影響はありません。 ・2期接種を受けていない方がいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種を受けそびれている場合、ご希望の方は接種を受けることができます。 ・希望される方はお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に2期接種の個人通知をします。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず1期が終了(初回2回・追加1回)しているかなど、接種回数を確認してください。
平成9年度生まれ	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種の影響はありません。 ・2期接種を受けていない方がいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期接種を受けそびれている場合、ご希望の方は接種を受けることができます。 ・希望される方はお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に2期接種の個人通知をしています。 ・なお、接種にあたっては母子健康手帳で必ず1期が終了(初回2回・追加1回)しているかなど、接種回数を確認してください。

※この表は、予防接種法に基づく定期接種に関する影響と対応を示すものです。